

太田市犬の避妊又は猫の避妊・去勢に係る手術費助成金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

太田市長 穂積昌信

## 太田市規則第5号

太田市犬の避妊又は猫の避妊・去勢に係る手術費助成金の交付に関する規則の一部を改正する規則

太田市犬の避妊又は猫の避妊・去勢に係る手術費助成金の交付に関する規則（平成17年太田市規則第163号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「避妊・去勢」を「避妊に係る手術にあつては5,000円を、去勢」に改める。

附則第3項を削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。